

2025 年5月 14 日

各 位

会 社 名 三 井 住 友 トラストグループ 株 式 会 社
代表者名 取締役執行役社長(CEO) 高 倉 透
(コード番号:8309 東名)
問合せ先 総務部長 上 田 正
(TEL:03-6256-6000)

定款の一部変更に関するお知らせ

三井住友トラストグループ株式会社(取締役執行役社長(CEO):高倉 透)は、本日開催の取締役会において、2025 年6月 20 日開催予定の第 14 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会運営の柔軟性を確保するため、定款第 25 条第2項に定める株主総会の議長に事故あるときの規定について変更するものであります。
- (2) コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、取締役全体の員数を適正規模に保つため、定款第 31 条に定める取締役の数を「20 名以内」から「14 名以内」に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 株主総会 第 25 条(招集権者および議長) (条文省略) 2 株主総会の議長には取締役会においてあらかじめ定めた取締役または執行役があたる。当該取締役または執行役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、ほかの取締役がその任にあたる。 第5章 取締役および取締役会 第 31 条(取締役の数) 当会社には取締役 <u>20 名</u> 以内を置く。	第4章 株主総会 第 25 条(招集権者および議長) (現行どおり) 2 株主総会の議長には取締役会においてあらかじめ定めた取締役または執行役があたる。当該取締役または執行役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、ほかの取締役 <u>または執行役</u> がその任にあたる。 第5章 取締役および取締役会 第 31 条(取締役の数) 当会社には取締役 <u>14 名</u> 以内を置く。

3. 今後の日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年6月 20 日(予定)
定款変更の効力発生日 2025 年6月 20 日(予定)

以 上